平成２３年（フ）第１３８号
佐賀県杵島郡江北町大字山口3428番地
債務者　古川　忠弘
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　焼山　敏晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
佐賀県神埼市千代田町境原1308番地７
債務者　光岡健太朗
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永尾　竹則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
佐賀県佐賀市多布施一丁目10番２号
債務者　浜岡　秋広
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東島　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4110番地
債務者　陣内　正行
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
佐賀県鳥栖市西田町240番地２
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
岐阜市今嶺１丁目32番27―203号　セント・ヒルダス
債務者　加藤由加利
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７号
北海道天塩郡幌延町宮園町９番地２　宮園公住15号
債務者　藤門　大臣
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１８号
北海道天塩郡幌延町宮園町９番地２　宮園公住15号
債務者　藤門真奈美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第９号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字薬師堂119番地18
債務者　油井　　博
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３６号
岩手県奥州市水沢区太日通り１丁目６番21号　ハイツＫＫ103号
債務者　林崎　　満
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１２５号
福島県いわき市東田町１丁目17番地の３　大平泰敏方
債務者　大平　敏恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第８４０号
埼玉県川口市差間２丁目２番19号　中村方
債務者　徳田　明仁
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４１号
埼玉県川口市差間２丁目２番19号　中村方
債務者　徳田　麻子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８８３号
埼玉県新座市栗原１丁目４番23号
債務者　町井美千子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１１号
さいたま市大宮区北袋町２丁目483番地１　日東ハイツ302号
債務者　滑川　雅人
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２７号
埼玉県川口市芝富士１丁目10番22号　ハーティヴィラ芝富士３Ｆ
債務者　スミスあえか
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９３８号
埼玉県鴻巣市新宿２丁目161番地１
債務者　中島　隆之（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係